

令和元年度第2回府中市地域公共交通活性化協議会 議事録

1 開催日時

令和元年8月5日（月） 午前10時00分～午前11時30分

2 開催場所

府中市役所4階 第一委員会室

3 出席者

(委員)

村上 明雄	西宮 達二	山根 剛	渡辺 孝（代）
渡邊 寛人	高山 俊宏	宮口 泰彦	河毛 茂利（代）
柳川 知輝（代）	上田 隆博	松田 学（代）	渡邊 一成

(事務局)

都市デザイン課長	日野 雄蔵	同主幹	能島 克則
同主査	信岡 知典	同主任主事	岡田 啓伸
同主事	山田 圭太		

4 欠席委員

中村 一夫 木谷 浩之 横島 幸宏

5 議事

第1号議案 協和・中須地区実証実験について

第2号議案 循環バス左まわり新車導入における移動円滑化基準適用除外認定申請について

6 報告事項

循環バスの運賃据置きについて

備後国府まつりにおける循環バスの増便について

7 配布資料

資料1 府中市地域公共交通活性化協議会名簿／配席図

資料2 令和元年度第2回府中市地域公共交通活性化協議会—議案

資料3 令和元年度第2回府中市地域公共交通活性化協議会—説明資料

資料4 令和元年度第2回府中市地域公共交通活性化協議会—報告事項

8 傍聴者

4人

9 議事の内容

○開会

○会長挨拶

○配布資料の確認

【会長】

第1号議案の協和・中須地区実証実験について事務局から説明いただいて、その後にご意見ご質問をいただきます。それでは事務局のほうからお願ひいたします。

【事務局】

○第1号議案の説明

【会長】

それでは、ただいまの事務局の説明に対してご意見ご質問等ありましたらお願ひいたします。

【委員】

質問点が三つあります。ひとつは予約センターについて、誰が管理運営するのか。それが一点。二点目は予約がなかった場合は動かないのか。最後に予約がなかった場合は次の日の車両や運転手の動きはどの様になるのか。それを教えていただきたいと思います。

【会長】

それでは、事務局どうぞ。

【事務局】

第一点、予約センターに於いてはアシナトランジットさんに、協和・中須地区共に予約の受付を依頼しております。第二点、予約がない場合は運行いたしません。さらに前日の夕方には予約と車両の動きが確定しますので、三番目のご質問にも関連しますが、午前しか予約がなければ午後から通常の業務に戻っていただいても構いません。ただし、協和地区の（府中市街地から遠い）特性があり、タクシーの営業所がない都合上、往復に多くの時間を費や

すことになります。すなわち予約の合間に府中に帰って業務というのは現実的ではなく、運行日は車両を協和で待機させる形になろうと思われます。

【会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか、どうぞ。

【委員】

ご説明いただいたように、前日の17時に予約を確定し、配車や送迎時刻の連絡をするとなっております。この時間帯はタクシー会社さんの忙しい時間帯と考えられますが、対応できるという認識でよろしいでしょうか。

【委員】(事業者団体代表)

この時間の受付を担当する形で問題ないと思っております。17時以降はモネのシステムにデータをインプットする時間帯となっておりますが、やってみないと分からぬ部分が多いので、困ったことがあれば都市デザイン課に相談したいと思います。

【事務局】

補足いたします。現在モネシステムと調整をしております。17時に予約を締め切って、その後にモネの人工知能(AI)によって効率的な走行ルートを算出、17時半から18時頃に予約者への送迎時刻を通知すると、このような流れになっております。

【会長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

今回の実験に関して、周知の方法が非常に重要になります。どのような方法で周知をするのか教えてください。

【事務局】

利用者への周知について、まずは地域での運行を考えておられる団体さんと互いに運行の目的を確認し、それを踏まえて地域の役員様、地域住民の方へ説明会を開いております。そして地区の会長さんに大変ご足労をおかけしますが、協和地区全戸に回覧板の形式で利用案内書と申請書を配布し、申請書を会長さんに取りまとめて頂いて都市デザイン課で回収する手順であります。

【委員】

上下地区は数年前からおたっしや号と称してデマンドタクシーを運行しております。今回の両地区での実施にあたって、おたっしや号を先進事例として問題点の検証をする予定はありますか。

【事務局】

おっしゃるとおり、おたっしや号は上下の6地域で曜日を決めて自宅付近から駅や病院など地域の拠点へ送迎を行うという形で、実証実験との類似点があります。これらのデマンドタクシーは路線バスの3路線が廃止される中で地域ヒアリングや職員の乗り込み調査を実施して、利用者の声を反映したものとなっております。ただし協和地区の大きな違いは現在も県道にバスが走っており、バス停から近い場所の方はデマンドタクシーを利用しにくい可能性があります¹。逆にバス停から遠い場所、高低差のある場所に住んでおられる方に利用して頂いて、外出支援に役立てて頂く、さらには地域運行に向けて利用需要を把握するのがこの実験の目的となっております。

【会長】

他はいかがでしょうか。では私のほうから。

この協和地区のデマンドタクシーですが、仮に定員4人を越える希望があると、乗車を断つてしまうのでしょうか。次に議案に書いてある、府中方面乗換えの指定バス停について木野山診療所前停留所と阿字停留所が混在して表記されているのは、どちらが正しいのでしょうか。最後に往路4便が「田中店前（行縢停留所）は利用不可」となっているのはなぜなのでしょうか。

【事務局】

ご質問の第一点ですが、定員を超過する予約があると超過分はお断りしようと考えているところです。地域のお話を伺いましたが、県道やバス停から近いところは（デマンドタクシーを使わずに）既存のバス停にそのまま行くのではないかというお声を頂いております。そのような中、1台4名で実験を実施したいと考えております。実際の利用者数に応じて、今後予定されている地域での運行に反映させるように、進めたいと考えております。二点目の停留所に関しては大変失礼しました。府中方面的バスに関しては目的地に指定した各停留所から利用できます。さらに往路1便だけは上下方向のバスにも対応しております。その辺りは説明不足でございました。失礼いたしました。三つ目の往路4便は田中商店前が利用不可になっている点について。2便と4便是バスの時刻に関係なく事務局のほうで提案させていただいております。また地域の取組を鑑みて、主な目的地が協和地区になる

¹ 今回の実証実験は1乗車400円の定額制となっており、乗車距離によっては割高に感じる利用者も想定されるため。

ではないかと予想しております。往路3便の到着時刻と往路4便の送迎開始時刻を勘案した結果、往路4便が田中商店前を経由するのは車両が一台しか使えない条件では時間的に難しいと判断して、外しております。

【委員】

どれほどの利用が見込めるのか、およその数は把握されているのでしょうか。実証実験の結果で分かるものなのでしょうか。

【事務局】

利用が多ければよいのですが、具体的な数はやってみないと分からないというのが、正直な思いであります。対象4町²の地域によって条件は異なりますが、まずは登録していただく。次に一度でよいので利用していただく、さらには二度三度と利用していただけるように、現在住民の皆様に説明をしております。そして地域での活動となるお出かけ支援につなげられるように、進めております。

【会長】

他はいかがでしょうか。ないようでしたら第1号議案「協和・中須地区実証実験」についてはこのような方向で進めていくという事で、採決をしたいと思います。承認される委員の皆さんには挙手をお願いします。

(委員同意)

挙手多数で可決されました。それでは次の議案に移ります。第2号議案「循環バス左まわり新車導入における移動円滑化基準適用除外認定申請について」事務局から説明を頂いて、その後に採決をおこないたいと思います。

○第2号議案の説明

【会長】

ただ今の事務局の説明に対して、質問がありましたらお願いします。では私のほうから。

「運送が困難であることが想定される乗客に対する対応方法」について、分かりやすく言うとどの様な意味か、教えてください。

² 府中市の阿字・木野山・行縢・斗升の4町のこと。

³ 当該項目には『車いすの乗客などハンディキャップのある方の利用の際には、一般乗用旅客自動車運送事業による個別の輸送など、必要な対策を講じる』と記してある

【事務局】

車いすのままで乗降をするのは車の構造上難しいのですが、車いすを畳んで置いておく余裕は車内にありますので、介助者の手助けがあれば乗車も可能です。また、乗客の皆様のお力を借りる呼びかけ等も行いつつ可能な限り乗車できるように努力しますが、現実的に乗車が困難な場合もあることを意図して書いております。

【会長】

要するに議案に書いてある「一般乗用旅客自動車運送事業による個別の輸送」、すなわち車いすの方が乗車を希望されたら、恐縮ですがタクシーを使ってくださいという理解でよろしいですか。

【事務局】

現実的には車いす対応のタクシーもございますので、そちらの利用を案内する場合もあるという事をご理解いただきたいという解釈であります。

【委員】

「タクシーによる個別の輸送を講じる」とありますが、これは金銭的な補助を想定されているものでしょうか。

【事務局】

現在、金銭的補助は想定しておりません。

【委員】

基礎的な質問かも知れませんけれど、なぜ適用除外をする必要があるのか。教えてください。

【委員】(運輸行政)

なぜ適用除外申請をしなくてはならないのか説明いたします。自動車が公道を走るには様々な要件を満たす必要がありますが、基本的には保安基準があります。しかしそれに加えてバリアフリー法という法律がございます。この法律は皆さんのが思い浮かべる施設等の建物だけでなく一般乗用旅客自動車運送事業⁴の路線定期運行⁵の車両にもバリアフリー法の適用がございまして、それを定めた省令⁶があります。今回の車両は全てを適用除外するも

⁴ 路線バス・デマンドタクシー事業のこと

⁵ 上記事業のなかで、定められた経路を定められた時間に走るバス路線のこと。

⁶ 国土交通省令第111号「移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」平成18年。

のではなくて、車両の構造上仕方のない部分についてのみ、協議に諮って申請を行うものでございます。

【委員】

もう一つ伺います。協和地区でデマンドタクシー事業を行うにあたって、この適用はないのでしょうか。

【委員】(運輸行政)

あくまで路線定期運行のみが適用対象となります。協和地区的デマンドタクシーは区域運行ですので、バリアフリー法の適用にかかる範囲ではありません。協和地区的取組は適用除外の対象にはならないという認識で大丈夫でございます。

【会長】

非常に簡潔で分かりやすい説明でした。それでは他にご質問がないようすで採決に移ります。承認される委員は挙手をお願いいたします。

(委員同意)

挙手多数により第2号議案「循環バス左まわり新車導入における移動円滑化基準適用除外認定申請について」は承認されました。

議事は以上でありますが、事務局から報告事項が二点ありますので、お願ひします。

○「報告事項1 循環バスの運賃据置きについて」の説明

「報告事項2 備後国府まつりにおける循環バスの増便について」の説明

【会長】

皆様、ご質問やご意見はございますか。

【委員】

二番目について、祭りに関わる事で興味がありますので質問をいたします。国府まつりの増便で何名の方が利用なさったのでしょうか。

【事務局】

7便を運行しまして、8人の利用がありました。まだまだ広報や周知の不足がありますが、これを反省点と捉え、お祭りのような大きいイベントの際には臨時運行を行いたいと考えております。

【会長】

他にありませんでしょうか。本日は前半に協和・中須地区の実証実験について協議いたしました。これからご高齢の方は車の運転も難しくなりますし、免許返納者も増えております。今回の取組がぜひともそのような方々を支えるものになって欲しいと思う次第であります。

それでは司会を事務局にお返しいたします。

○閉会